

【案件 3】

地域公共交通バリア解消促進等事業  
(バリアフリー化設備等整備事業) について

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすく、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援

・補助対象事業者：交通事業者等      ・補助率：1/3等

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備  
（段差の解消、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備、障害者対応型トイレの設置等）

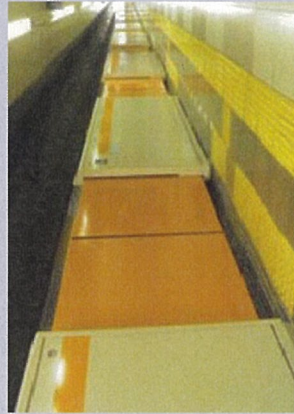
補助率：1/3



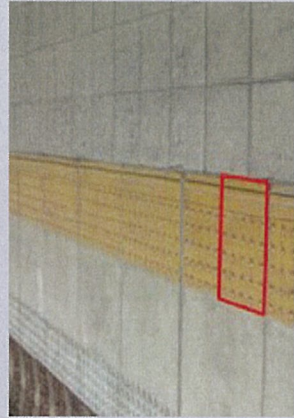
エレベーター



障害者対応型トイレ



ホームドア



内方線付きJIS規格点状ブロック

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入

補助率：1/4又は補助対象経費と通常車両価格の

差額の1/2のいずれか低い方(上限140万円)



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入

補助率：1/3



福祉タクシー

○情報提供

(発車案内表示システム等)

補助率：1/3



発車案内表示システム

## 地域公共交通確保維持改善事業 (バリアフリー化設備等整備事業) について

### バリアフリー化設備等整備事業の概要

地域公共交通確保維持改善事業には、「地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダ一系統確保維持）」のほか、「地域公共交通バリア解消促進事業（バリアフリー化設備等整備事業）」が用意されている。

この事業を活用する場合は、協議会において、生活交通改善事業計画を策定する必要がある。

#### 策定事項

1. 目的・必要性
2. 目標・効果
3. 事業内容、事業実施事業者
4. 費用の総額、負担者及びその負担額

#### ●補助対象事業者

- ◆一般乗合旅客自動車運送事業者
- ◆一般乗用旅客自動車運送事業者
- ◆これらの者に車両を貸与する者

#### ●補助対象経費

- ◆バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費

#### ●補助額

- ◆車両価格の1/3補助

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成26年6月27日

（名称）鳥取市生活交通会議

（代表者名）会長 谷本 圭志 印

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
鳥取市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業計画）
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
<p>鳥取市において、高齢化進展への対応や、障がい者の社会進出を支援することは重要な政策課題となっている。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業は、市民が快適な日常生活を営むことや、社会進出を活発にすることを可能とする重要な交通手段である。</p> <p>高齢者・障がい者により良い支援を行うためには、上記のタクシー事業においても一層のバリアフリー化を進展させていく必要がある。このため、福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題へ積極的に対応していくものである。</p>
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標・効果</b>
<p>（1）目標</p> <p>現在鳥取市内には31台の福祉タクシー車両が存在するが、地域内の福祉タクシー車両を平成28年までに33台まで増加させる。また、そのうち4台（約12%）を誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーとする。</p> <p>（2）効果</p> <p>福祉タクシー車両を増加させることで、高齢者や障がい者の移動の円滑化が図れる。また、ユニバーサルデザインタクシーの導入により、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図れる。</p>
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
（1）事業の内容
○内容
<p>ユニバーサルデザインタクシー車両の導入 1台 (有)サービスタクシー 1台 未定</p>
○実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について
<p>(有)サービスタクシー：身体・知的・精神 各1割引</p>
○実施事業者（補助対象事業者）における準特定地域での減休車の状況について
<p>(有)サービスタクシー：減車未実施</p>

(2) 関連事項

鳥取市において平成28年度末までに4台をユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両とする計画である。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

26年度（当該年度）

事業の名称	総事業費割合	国費割合	都道府県負担割合	市区町村負担割合	事業者負担割合
ユニバーサルデザインタクシー導入事業	3,116千円	1,038千円	0円	0円	2,078千円
	100%	33%	0%	0%	67%
合計	3,116千円	1,107千円	0円	0円	2,078千円
	100%	33%	0%	0%	67%

27年度（翌年度）

事業の名称	総事業費割合	国費割合	都道府県負担割合	市区町村負担割合	事業者負担割合
ユニバーサルデザインタクシー導入事業	3,322千円	1,107千円	0円	0円	2,215千円
	100%	33%	0%	0%	66%
合計	3,322千円	1,107千円	0円	0円	2,215千円
	100%	33%	0%	0%	66%

6. 計画期間

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月
ユニバーサルデザインタクシー車両の導入	5月1日着手 1台 ●●●●● 3月31日完了	5月1日着手 1台 ●●●●● 12月31日完了	

### 7. 協議会の開催状況と主な議論

平成26年6月27日（第1回）事業内容について協議

### 8. 利用者等の意見の反映状況

鳥取市生活交通会議では、「鳥取市地域公共交通総合連携計画」の策定にあたり、平成20年10月に市民アンケートを実施したほか、平成22年7月、8月には各地域において地域代表等で組織する地域審議会等に意見を諮るとともに地域回覧アンケートも行っている。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）については、住民組織である市自治会連合会からも参画いただいている鳥取市生活交通会議で審議・承認されている。

今後はさらなるバリアフリー化設備の導入等を行う場合など、必要に応じた利用者アンケート、ヒアリング等を行う予定である。

### 9. 協議会メンバーの構成

区 分	役 職 等	備 考
学 識 経 験 者	鳥取大学大学院 工学研究科教授	会長
福 祉 有 償 利 用 者	外出支援サービス利用者	
P T A	鳥取市小学校PTA連合会	
自 治 会 組 織 ( 東 部 )	鳥取市自治連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	
自 治 会 組 織 ( 南 部 )	鳥取市自治連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
自 治 会 組 織 ( 西 部 )	鳥取市自治連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	
高 齢 者 団 体 ( 東 部 )	市老人クラブ連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	
高 齢 者 団 体 ( 南 部 )	市老人クラブ連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
高 齢 者 団 体 ( 西 部 )	市老人クラブ連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	
女 性 団 体	鳥取市連合婦人会	
N P O 法 人	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	
事 業 者	日ノ丸自動車株式会社	
	日本交通株式会社	
	西日本旅客鉄道株式会社	

事業者団体	鳥取県ハイヤータクシー協会 東部支	
事業者労組	私鉄中国地方労働組合	
鳥取市	都市整備部	副会長
	福祉保健部	
中国運輸局	鳥取運輸支局	
警察	鳥取警察署	
道路管理者	鳥取市都市整備部	兼務

委員の構成は、平成27年度以降も継続する予定

【本計画に関する担当者・連絡先】

(所属) 鳥取市都市整備部交通政策課

(氏名) 青木・有本

(電話) 0857-20-3257

(e-mail) kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp